

地方自治法(昭和二十二年法律第二十七号)第二百六十九条第一項の規定に基づき、岡町長から次のとおり岡町の区域内の字の区域をあらたに設けし、及び字の区域を変更した旨の届出があつたので、岡法岡条第三項の規定により告示する。

廣雅卷之二

卷之三

◎公 告 昭和四十一年二级建築士試験の実施

△告 示 目
字の区域をあらたに廻し、及び字の字域を変更した時の
届出

土地の用途廃止

卷之三

ニホンの歴史

鉱物の分析検査の概要

卷之三

目

卷之三

卷之三

鳥取県公報

卷之三

100

行所
鳥類四鳥

業者事務場の所在地及び名称 制 制 の 名 称	登録番号	機械			販 售 組			取扱年月日 その他の記入
		成 分 檢 查	檢 出	出 庫	販 售	出 庫	販 售	
神戸市東灘区西ヶ林町1番地 日本配合鋼料株式会社神戸工場	相応組合相支分 白質	4.557	15.0 15.9 3.4	2.5 3.2 7.0	11.0 9.5	1.1 0.5	1.1 0.5	昭和41年1月19日 神戸市内第896 百八十九組合会社
三井印光金配合鋼料若内鋼配用 三井印光金配合鋼料若内鋼配用	4.326	18.1	3.5	3.5 6.5 5.8	9.0	5.8	5.8	
尼崎市西高洲町27番地 東金エビス鋼業株式会社尼崎工場	3.251	15.0 15.9 2.0	8.0 7.1 1.0	10.0 6.4 6.4	10.0 8.0 8.0	4.5 5.6 5.6	4.5 5.6 5.6	昭和41年2月18日 尼崎市内第320番28地 百四十五組合会社
住友成鋼純金配合鋼料相用 住友完全配合鋼料相用	4.671	17.5 13.0 0.6	4.5 4.5 4.5	6.5 6.5 10.0	8.0 8.0 4.9	4.5 4.5 4.9	4.5 4.5 4.9	
住友成鋼完全配合鋼料内鋼相用 住友成鋼完全配合鋼料内鋼相用	4.673	13.4	3.4	4.5	4.5	4.5	4.5	
玉野市篠路5967番地 中国鋼料合資会社	3.004	16.0 16.7 3.9	2.5 3.6 7.0	11.0 16.4 16.4	11.0 11.0 11.0	2.5 2.5 2.7	2.5 2.5 2.7	昭和41年2月18日 玉野市内第2583 百四十九組合会社
カネニ印光金配合鋼料成鋼相用相用 カネニ印光金配合鋼料深相用A号マッ セユ	3.650	17.9 3.2	2.7	1.0	1.0	1.0	1.0	

(備考) 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量で、「粗たん白質」の欄「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗纖維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該農科を収集したことを示し、場所の表示のないものは、当該農科の製造事業場において収集したことを示す。

齊東野語

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第二十五号）第二十一
条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月及び二月に取去した飼料の分
査検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

鳥取縣知事 石
破 二
綱

新規録

4

製造事業者の所在地及び名称 及 料 の 名 称	表示 数 量 及 び 分 析 成 分 組 合 表	検 査 成 績 表	出 荷 物	法 第 15 条 の 2 に 關 する 事 項	その 他	取 去 年 月 日
神戸市兵庫区西宮市北町1番地 日本合成飼料株式会社	17.0 5.0 6.0 2.5 5.0	17.0 5.0 6.0 2.5 5.0	8.0 8.0 8.0 8.0 8.0	灰塵カルシウム 1.6 硫酸カルシウム 1.0 アルファルファミール 2.0	昭和41年1月19日 兵庫市内895 白バラ飼料有限公司	昭和41年1月19日 兵庫市内895 白バラ飼料有限公司
神戸市兵庫区西宮市北町1番地 三井印完全配合飼料プロイラー用ファニッシュ	18.5 6.1 2.5 5.6	18.5 6.1 2.5 5.6	5.1			
神戸市兵庫区西宮市北町1番地 日本合成飼料株式会社			5.6			
神戸市兵庫区西宮市北町1番地 日本合成飼料株式会社			2.7			
神戸市兵庫区西宮市北町1番地 三井印完全配合飼料丸牛用飼料B	14.0 15.5 1.5 2.5 6.5 6.7	14.0 15.5 1.5 2.5 6.5 6.7	10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0	灰塵カルシウム 2.0 硫酸カルシウム 1.0 アルファルファミール 3.0 ホスファ(セッカイン)0.56		
神戸市兵庫区西宮市北町1番地 大久保農業株式会社			0.8			
兵庫県小田原市26番地 大久保農業株式会社			2.3			
兵庫県小田原市26番地 日本配合飼料株式会社						
兵庫県小田原市26番地 大久保農業株式会社						
兵庫県小田原市26番地 日本配合飼料株式会社	5.0 34.6	5.0 34.6	2.0 2.3 28.0 32.5 6.みから 1.みから	えびかに粉 えびかに粉 硫酸カルシウム 硫酸カルシウム	昭和41年2月15日 兵庫市西川町177番地 日本配合飼料株式会社監修店 相対白質不足 相対分量不足 相対白質不足 相対分量不足 もみがら抽出	昭和41年2月15日 兵庫市西川町177番地 日本配合飼料株式会社監修店 相対白質不足 相対分量不足 もみがら抽出

(第三種郵便物認可)

製造事業者の所在地及び名称 及 料 の 名 称	表示 数 量 及 び 分 析 成 分 組 合 表	検 査 成 績 表	出 荷 物	法 第 15 条 の 2 に 關 する 事 項	その 他	取 去 年 月 日
神戸市兵庫区西宮市北町1番地 日本合成飼料株式会社	17.0 2.1 5.6 7.9	17.0 2.1 5.6 7.9	10.0 10.0 10.0 10.0	硫酸カルシウム 3.0	昭和41年2月15日 兵庫市西川町177番地 日本配合飼料株式会社監修店 相対白質不足 相対分量不足 相対白質不足 相対分量不足	昭和41年2月15日 兵庫市西川町177番地 日本配合飼料株式会社監修店 相対白質不足 相対分量不足 相対白質不足 相対分量不足
兵庫県尼崎市655 平松米穀株式会社	40.0 26.0 45.0 27.9	40.0 26.0 45.0 27.9	50.0 51.3 25.9	硫酸カルシウム 1.えび白質 5.0	昭和41年2月15日 兵庫市西川町177番地 日本配合飼料株式会社監修店 相対白質不足 相対分量不足 相対白質不足 相対分量不足	昭和41年2月15日 兵庫市西川町177番地 日本配合飼料株式会社監修店 相対白質不足 相対分量不足 相対白質不足 相対分量不足
岡山市美作市1丁目24 小川飼料株式会社			1 35.0 28.2	えびかに粉 硫酸カルシウム 10.0 15.0		
玉野市東山5967番地 中國飼料谷販会社						
カネニ日本完全配合飼料スーパー飼料	22.0 23.1	22.0 23.1	5.0 5.1 6.0 9.0 5.9	硫酸カルシウム 硫酸カルシウム 1.25 アルファルファミール 2.0		

(備考) 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示欄を附した飼料を、「欄」とあるのは任意に成分欄を附した飼料を、「表」又は「欄」とある以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量で、「粗たん白質」の欄は「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗脂肪」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は購入物の表示上の購入割合を示し、下段は分析結果の購入割合を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収生したことと表示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収生したことと表示す。

新規録

新規録

新規録

種別 路線	路線名	区	面	変更前	新規の面積	メートル
一般国道	九号	岩美郡岩美町大字浅井字瀬島宮ノ下一・〇二二の二の先から	変更前	四・〇一・一・三	三二八・〇	
		同 路同 町大字浅井字余根四四四の一の先	変更後	九・〇一・五・〇	二二八・〇	
		岩美郡岩美町大字浅井字余根四四四の一の先	変更前	三・四一・七・三	一八二・〇	
		同 路同 町大字浅井字東側四一の二の先	変更後	六・八一・八・〇	一四九・〇	
		岩美郡岩美町大字浅井字東側四一の二の先	変更前	三・七一・〇・七	八三〇・〇	
		同 路同 町大字浅井字瀬ノ跡一二九の二の先	変更後	八・五一・三・五	八三〇・〇	
		岩美郡岩美町大字浅井字瀬ノ跡一二九の二の先	変更前	六・〇一・六・八	八八・〇	
		同 路同 町大字浅井字瀬ノ跡一二九の二の先	変更後	八・八一・五・五	八〇・〇	
		岩美郡岩美町大字浅井字瀬ノ跡一二九の二の先	変更前	八・五一・三・五	八三〇・〇	
		同 路同 町大字浅井字瀬ノ跡一二九の二の先	変更後	九・七一・八・六	四二二・〇	
		岩美郡岩美町大字浅井字瀬ノ跡一二九の二の先	変更前	四・八一・九・六	三〇〇・〇	
		同 路同 町大字浅井字瀬ノ跡一二九の二の先	変更後	九・〇一・五・六	二七〇・〇	
		岩美郡岩美町大字浅井字瀬ノ跡一二九の二の先	変更前	四・八一・九・六	三九四・〇	
		同 路同 町大字浅井字瀬ノ跡一二九の二の先	変更後	八・〇一・二・八	三九四・〇	
		岩美郡岩美町大字浅井字瀬ノ跡一二九の二の先	変更前	五・〇一・大・五	二四〇・〇	
		同 路同 町大字浅井字瀬ノ跡一二九の二の先	変更後	七・七一・大・五	二四〇・〇	
		岩美郡岩美町大字浅井字瀬ノ跡一二九の二の先	変更前	四・八一・一・二	一三〇・〇	
		同 路同 町大字浅井字瀬ノ跡一二九の二の先	変更後	一三・五一三・〇	一三〇・〇	
		岩美郡岩美町大字浅井字瀬ノ跡一二九の二の先	変更前	五・三一・九・七	九九〇・〇	
		同 路同 町大字浅井字瀬ノ跡一二九の二の先	変更後	五・三一・九・七	九九〇・〇	

鳥取県告示第二百四号

昭和四十年七月二十九日付で東伯郡閑金町喜久寺六四三 山根第三はか十七人の者から申請のあつた共同で行なう土地改良事業の施行に係る(喜久寺地区)の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように観覽に供する。

昭和四十一年四月十九日

鳥取県知事 石破二朗

一 観覽に供する書類

換地計画書の写し

二 観覽に供する期間

昭和四十一年四月十九日から二十日間

三 観覽に供する場所

閑金町役場

鳥取県告示第二百五号

昭和四十一年七月二十九日付で東伯郡閑金町長から申請のあつた町営土地改良事業の施行に係る(喜久寺地区)の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように観覽に供する。

昭和四十一年四月十九日

鳥取県知事 石破二朗

一 観覽に供する書類

換地計画書の写し

二 観覽に供する期間

昭和四十一年四月十九日から二十日間

三 観覽に供する場所

閑金町役場

鳥取県告示第二百六号

建設省中四地方建設局長が道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十一条第一項、第二十七条第一項及び第九十七条の二の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法第十八条第一項の規定により公示する。

その関係図面は、昭和四十一年四月十九日から三周間鳥取県土木部道路課及び建設省中四地方建設局鳥取工事事務所において一般の観察に供する。

鳥取県知事 石破二朗

二 観覽に供する期間

昭和四十一年四月十九日

三 観覽に供する場所

鳥取市田島字中島二五四番二地先から二五五番三地先まで 水路敷 三一・七七 平方メートル 水路敷

一 観覽に供する書類

換地計画書の写し

二 観覽に供する期間

昭和四十一年四月十九日から二十日間

三 観覽に供する場所

閑金町役場

規則	
<p>△規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則</p> <p>△告示 計量器定期検査の実施</p> <p>△告示 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施</p> <p>△告示 定期検査の実施</p> <p>△告示 種畜証明書の有効期間の延長</p> <p>△告示 第二種等の移入禁止の解除</p> <p>△告示 土地の立入りの通知</p> <p>△公安告示 通路交道法による施設の実施</p> <p>△公安告示 美容師試験及び理容師試験の実施</p> <p>△規則 地方職員共済組合定款の一部改正等</p>	
<p>41. 次</p> <p>毎週火曜日及び 金曜日発行</p> <p>(当日起きる日は、 当たる日)</p>	
<p>田</p> <p>鳥取県知事 石破二朗</p> <p>四</p>	
<p>△規則は、公表の日から施行する。</p>	

附則	
<p>1 本の規則は、公表の日から施行する。</p> <p>2 開設四十一年三月三十日以後に、實務者、書記はねりび別科に入考した者について、なれ送前の筆記も。</p>	
<p>公告</p>	
<p>建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定による昭和41年二級建築士試験を次の要領により実施する。</p>	
<p>昭和41年4月19日</p>	
<p>鳥取県知事 石破二朗</p>	
<p>1 試験期日 昭和41年7月23日(土)24日(日)</p>	
<p>2 試験場所 鳥取市東町2丁目 鳥取県立鳥取西高等学校</p>	
<p>3 受験申込期日 昭和41年5月16日から5月27日まで</p>	
<p>4 試験科目</p>	
<p>(1) 建築設計圖 (4) 建築施工</p>	
<p>(2) 建築計画 (5) 建築法規</p>	
<p>(3) 建築構造</p>	
<p>五 その他の</p>	
<p>詳細については、鳥取県土木部建築課又は鳥取県各土木出張所(鳥取土木出張所を除く。)に問い合わせてください。</p>	
<p>鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県令第1号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>別表一第一百九十八号中「写真凸版製版工一千八百円」「機械工一千円」を「上工一千八百円」と改める。</p>	
<p>六</p>	
<p>鳥取県告示第二百九号</p>	
<p>計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第三百四十九条の規定に基いて、昭伯郡の計量器定期検査を次のとおり実施する。即ち、昭法律百四十三条第一項の規定により告示する。</p>	
<p>昭和四十一年四月二十一日</p>	
<p>鳥取県知事 石破二朗</p>	
<p>七</p>	
<p>△規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p>	
<p>昭和四十一年四月二十一日</p>	
<p>鳥取県知事 石破二朗</p>	
<p>八</p>	
<p>鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則</p>	